

# 土木学会支部規定

## 北海道支部規定

### (名称所在範囲)

第1条 この支部は土木学会北海道支部と称し札幌市に事務局をおく。

第2条 土木学会北海道支部は北海道在住の会員をもって組織する。

### (役員)

第3条 支部につきの役員をおく。

支部長 1名	商議員 若干名	監査 2名
幹事長 1名	幹事 若干名	

### (役員の選任および委嘱)

第4条 支部長、商議員および監査は、支部正会員の中から会員（学生会員を除く）が選挙しその結果はこれを総会に発表し会長に報告する。

2. 評議員および理事は選挙された日から商議員となる。

3. 幹事長および幹事は支部長が委嘱する。

4. 支部役員は所属支部を変えたときただちに支部長に報告しその任を辞さなければならない。

この場合その補充は支部長の委嘱による。新役員の任期は残任期間とする。

### (役員の任期)

第5条 役員の任期はつきのとおりとする。

支部長 1年

商議員 2年 原則として毎年半数交替

監査 2年 原則として毎年半数交替

幹事長 1年

幹事 2年 原則として毎年半数交替

2. 任期の始期は支部総会の翌日とする。

ただし任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

### (役員の報酬)

第6条 役員は名誉職とする。

### (役員の職務)

第7条 支部長は支部を代表し支部の会務を総理する。

2. 支部長に事故あるときは支部長の指名した商議員がこれを代行する。

3. 商議員は商議員会において第8条第2項に定める事項を議決する。

4. 監査は支部の会計を監査する。

5. 幹事長は商議員会の議決に基づき会務を処理する。

6. 幹事は幹事長を補佐し会務を処理する。

### (商議員会)

第8条 商議員会は商議員をもって組織し支部長が招集して議長となる。

2. 商議員会はつきの事項を議決する。

イ 事業計画および予算

ロ 規程内規の制定および変更

ハ 総会提出議案

ニ その他支部運営の基本事項

3. 商議員会は商議員現在数の過半数をもって成立し、出席者の過半数で決する。

議事につきあらかじめ書面をもって意見を表明したものは出席者とみなす。

ただし規定の変更については第15条による。

4. 商議員会において議決された事項はこれを総会に報告する。

### (総会)

第9条 支部長は毎年4月に通常支部総会を、また必要に応じて臨時支部総会を招集する。

2. 総会の議長は支部長がこれにあたる。

3. 総会はつきの事項を議決する。

イ 事業および決算に関する事項

ロ 規定の変更

ハ その他支部に関する重要な事項

4. 議事は出席者の過半数で決する。

### (事業)

第10条 支部は土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会、研究会、見学会および土木工学に関する研究調査その他を行なうことができる。

第11条 支部は土木工学に関する図書、印刷物を刊行することができる。

### (委員会)

第12条 支部長は研究調査、支部の運営その他必要あるときは委員会等を設けることができる。

### (会計)

第13条 支部の経費は、交付金、行事参加費、広告料その他をあてる。

2. 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## (職員)

第14条 支部長は会務を執行するため必要に応じてつきの有給職員をおくことができる。  
事務局長 1名 書記 若干名

## (規定の変更)

第15条 この規定は商議員会において商議員の3分の2以上が出席し出席者の3分の2以上の議決を経、支部総会の議決をうけなければ変更することができない。

## (附 則)

1. 支部長は支部役員の選出、定数その他会務運営上必要な事項に関する内規を作成しなければならない。
2. この規定は昭和39年5月1日から実施する。

**東北支部規定**

## (支部の名称および所在地)

第1条 仙台市に支部をおき土木学会東北支部という。

## (支部役員)

第2条 支部につきの役員をおく。

1. 支部長
2. 商議員
3. 幹事長
4. 幹事

## (支部役員の委嘱)

第3条 支部長は、支部正会員の中から商議員会の選出により会長が委嘱する。  
支部所属の評議員および理事は選任されたときから商議員となるものとし、その他の商議員については商議員会の推薦により支部長が委嘱する。  
幹事長および幹事は支部長が委嘱する。

## (支部役員の任期)

第4条 役員の任期はつきのとおりとする。ただし、再任を妨げない。

1. 支部長 1年
2. 商議員 2年 毎年半数改選
3. 幹事長、幹事 1年

第5条 役員に欠員を生じたことにより補選委嘱された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 任期の始期は、支部総会の翌日とする。ただし任期満了後でも後任者が就任するまではその残務を行なうものとする。

## (支部役員の報酬)

第7条 役員は名誉職とする。

## (支部役員の職務)

- 第8条 支部役員はつきの職務を行なう。
1. 支部長 支部を代表し支部会務を総理する。
  2. 商議員 イ 事業計画および予算の議決  
ロ 規程の制定および改訂  
ハ その他支部運営の基本的事項の決定
  3. 幹事長 支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
  4. 幹事 支部会務の処理

## (顧問)

第9条 学会あるいは本支部の運営に関し、功績顕著な者を顧問とすることが出来る。  
顧問は、各種会議に出席し支部運営に関し意見を述べることが出来る。

## (支部総会)

- 第10条 支部長は、毎年年度終了後2ヵ月以内に総会を開催する。総会はつきの事項を審議する。
1. 事業報告および決算報告
  2. 商議委員会における重要議決事項の報告
  3. 顧問の推挙

## (支部の行事)

第11条 支部長は土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会、見学会等を行なうことが出来る。

## (図書の刊行)

第12条 支部長は土木工学に関する図書、印刷物を刊行することが出来る。

## (支部委員会)

第13条 支部長は調査研究をするため必要があるときは支部委員会を設けることが出来る。

## (支部職員)

第14条 支部長は会務を執行するため必要があるときは有給職員をおくことが出来る。

## (事業計画および予算)

第15条 支部長は翌年度の事業計画およびこれにともなう予算を決定後、ただちに会長に提出するものとする。

## (事業および決算報告)

第16条 支部長は年度終了後すみやかに事業および決算報告を会長に提出するものとする。

## (報告)

第17条 支部長は第10条乃至第12条の事項を実施したときは、その都度会長に報告するものとする。

## (付 則)

この規程は昭和 39 年 7 月 1 日から実施する。

## 関東支部規定

### (目的)

第 1 条 この規定は、土木学会の定款および規則に定めるもののほか支部の組織および支部における会務運営についての基準を定めることを目的とする。

### (名称および事務所の所在地)

第 2 条 この支部の名称は土木学会関東支部といい、事務所を東京都おく。

### (役員)

第 3 条 支部につぎの役員をおく。

1. 支部長 1名
2. 商議員 若干名
3. 幹事長 1名
4. 幹事 若干名

### (役員の選出および委嘱)

第 4 条 ①支部長は、支部に所属する正会員の中から役員会が選出する。  
 ②商議員は、支部長の推薦により、支部総会の承認を得て支部長が委嘱する。  
 ③幹事長および幹事は、支部長が委嘱する。

### (役員の任期)

第 5 条 ①役員の任期は原則としてつぎのとおりとする。  
 1. 支部長 1年  
 2. 商議員 2年 原則として半数交代  
 3. 幹事長 1年  
 4. 幹事 2年 原則として半数交代  
 ②役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

### (役員の報酬)

第 6 条 役員は名誉職とする。

### (役員の職務)

第 7 条 役員はつぎの職務を行なう。

1. 支部長 支部を代表し、支部会務を総理する。
2. 商議員 つぎの事項を議決する。
  - イ 事業計画および予算
  - ロ 規定の制定および改訂
  - ハ その他支部運営の基本的事項
3. 幹事長 支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 幹事 幹事長を補佐し、会務を処理する。

### (顧問)

第 8 条 支部に顧問をおくことが出来る。顧問は支部長の諮問に応じ、また支部運営について意見を述べることが出来る。

### (総会)

第 9 条 ①支部長は毎年通常総会を、また必要に応じて臨時総会を開催する。  
 ②総会はつぎの事項を審議する。  
 1. 事業報告および決算報告  
 2. 商議員会の議決事項の報告  
 3. その他支部に関する重要事項

### (行事)

第 10 条 支部は、土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会、映画会、見学会、視察会等の行事を行なうことが出来る。

### (図書の刊行)

第 11 条 支部は、土木工学に関する図書、印刷物を刊行することが出来る。

### (委員会)

第 12 条 支部長は、調査研究をするため、必要があるときは、支部委員会を設けることが出来る。

### (職員)

第 13 条 支部長は、会務を執行するため必要があるときは、有給職員をおくことが出来る。

### (会計)

第 14 条 ①支部の経費は、交付金、行事参加費、広告料その他をあてる。  
 ②会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。  
 ③支部会計は商議員会が委嘱した 2 名の会計監査を受けなければならない。

### (事業計画および予算)

第 15 条 支部長は、毎年度の事業計画およびこれに伴う予算を、決定後ただちに会長に提出するものとする。

### (事業報告および決算報告)

第 16 条 支部長は、年度終了後、すみやかに事業報告および決算報告を会長に提出するものとする。

### (報告)

第 17 条 支部長は、第 10 条および第 11 条の事項を実施したときは、その都度会長に報告するものとする。

### (付則)

- ①この規定は昭和 39 年 4 月 30 日から実施する。
- ②設立当初の商議員および幹事の任期は抽選によって半数は 1 年とする。

## 中部支部規定

### (目的)

**第1条** この規定は、定款および規則に定めるもののほか支部の組織および支部における会務運営についての基準を定めることを目的とする。

### (支部の名称および所在地)

**第2条** 名古屋市に支部をおき土木学会中部支部という。

### (支部役員)

**第3条** 支部につぎの役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 商議員 若干名
3. 幹事長 1名
4. 幹事 若干名

### (支部役員の委嘱)

**第4条** 支部長は、支部正会員の中から支部所属の評議員の選出により会長が委嘱する。

商議員は支部長の推薦により、支部総会の承認を得て支部長が委嘱する。

幹事長および幹事は支部長が委嘱する。

### (支部役員の任期)

**第5条** 役員の任期は原則としてつぎのとおりとする。

1. 文 部 長 1年
2. 商 議 員 1年
3. 幹事長 および 幹事 1年

ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

### (支部役員の報酬)

**第6条** 役員は名誉職とする。

### (支部役員の職務)

**第7条** 支部役員はつぎの職務を行なう。

1. 支部長 支部を代表し、支部会務を総理する。
2. 商議員 イ 事業計画および予算の議決
  - ロ 規定の制定および改訂
  - ハ その他支部運営の基本的事項
3. 幹事長 支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 幹事 幹事長を補佐し、会務を処理する。

### (顧問)

**第8条** 支部に顧問をおくことが出来る。顧問は支部長の諮問に応じた支部運営について意見述べることが出来る。

### (支部総会)

**第9条** 支部長は毎年総会を開催する。総会はつぎの事項を審議する。

1. 事業報告および決算報告
2. 商議員の議決事項の報告
3. 顧問の推挙

### (支部の行事)

**第10条** 支部長は土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会、および見学、視察等を行なうことが出来る。

### (図書の刊行)

**第11条** 支部長は土木工学に関する図書、印刷物を刊行することが出来る。

### (支部委員会)

**第12条** 支部長は調査研究をするため、必要があるときは、支部委員会を設けることが出来る。

### (支部職員)

**第13条** 支部長は会務を執行するため必要があるときは有給職員をおくことができる。

### (事業計画および予算)

**第14条** 支部長は翌年度の事業計画およびこれにともなう予算を決定後ただちに会長に提出するものとする。

### (事業および決算報告)

**第15条** 支部長は、年度終了後、すみやかに事業および決算報告を会長に提出するものとする。

### (報告)

**第16条** 支部長は、第9条乃至第11条の事項を実施したときは、その都度会長に報告するものとする。

### (付則)

この規定は昭和38年11月1日から実施する。

## 関西支部規定

### (目的)

**第1条** この規定は、定款および規則に定めるもののほか、支部の組織および支部における会務運営についての基準を定めることを目的とする。

### (支部の名称および所在地)

**第2条** 大阪市に支部をおき、土木学会関西支部という。

### (支部役員)

**第3条** 支部につぎの役員をおく。  
イ 支部長 1名

- ロ 商議員 若干名
- ハ 幹事長 1名
- ニ 幹事 若干名

(支部役員の選出、委嘱および辞任)

- 第4条 支部長および商議員は、関西支部に所属する正会員の中から、学生会員を除く会員が選出する。
2. 幹事長および幹事は、支部長が委嘱する。
  3. 支部役員は所属支部を変えたときただちに支部長に報告し、その任を辞さなければならない。

(支部役員の任期)

- 第5条 役員の任期はつぎのとおりとする。

- イ 支部長 1年
- ロ 商議員 2年 原則として半数交代
- ハ 幹事長 1年
- ニ 幹事 1年

2. 任期の始期は、支部総会の翌日とする。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(支部役員の報酬)

- 第6条 役員は名誉職とする。

(支部役員の職務)

- 第7条 支部長は支部を代表し、支部会務を総理する。
2. 商議員は、商議員会において、第9条第3項に定める事項を審議表決する。
  3. 幹事長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行するとともに、会務を処理する。
  4. 幹事は幹事会において、第10条第3項に定める事項を決定するとともに、幹事長を補佐し会務を処理する。

(支部の会議)

- 第8条 支部長は毎年5月に通常支部総会を、また必要に応じて臨時支部総会を開催する。
2. 総会の議長は支部長がこれにあたる。
  3. 総会はつぎの事項を審議する。
- イ 事業および予算、決算に関する事項
  - ロ 商議員会の議決事項
  - ハ その他支部に関する重要事項

- 第9条 商議員会は、商議員をもって組織し、議長は互選により選出する。
2. 商議員会は原則として毎年6月、10月および翌年総会前に支部長が招集する。
  3. 商議員会は、つぎの事項を議決する。
- イ 事業計画および予算、決算
  - ロ 規定、内規の制定および改訂
  - ハ その他支部運営の基本事項

4. 商議員会は、この規定において別に定めるところを除いて商議員現在数の過半数をもって成立し、出席者の過半数で決する。

ただし議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明したものは出席者とみなす。

- 第10条 幹事会は、支部長、幹事長および幹事をもって組織し、議長は支部長がこれにあたる。
2. 幹事会は原則として毎月1回支部長が招集する。
  3. 幹事会は商議員会に提出する議案およびその他会務運営に関する事項を決定する。

(支部の行事)

- 第11条 支部は、土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会、研究会、見学会、視察および土木工学に関する研究、調査その他を行なうことができる。

(図書の刊行)

- 第12条 支部は土木工学に関する図書、印刷物を刊行することができる。

(支部委員会)

- 第13条 支部長は研究、調査をするために必要あるときは支部に委員会を設けることができる。

(支部会計)

- 第14条 支部の経費は、交付金、行事参加費、広告料その他をあてる。
2. この支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
  3. 支部会計は商議員会が委嘱した2名の会計監査委員の監査を受けなければならない。

(支部職員)

- 第15条 会務を執行するために必要に応じてつぎの有給職員をおくことができる。

- イ 主事 1名
- ロ 書記 若干名

(規定の変更)

- 第16条 この規定は商議員会において商議員の半数以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決を経、支部総会の承認を受けなければ変更することができない。
- ただし、議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明したものは出席者とみなす。

(付 則)

1. 支部長は、支部役員の選出、定数、補充その他会務運営上必要な事項に関する内規を作製しなければならない。
2. この規定は、昭和39年5月8日から実施する。

## 関西支部内規

第1条 商議員および幹事の定数はつぎのとおりとする。

- イ 商議員 32名
- ロ 幹事 15名

第2条 評議員、支部長および商議員の選挙は原則として支部総会までに行なう。

2. 支部長は選挙人名簿を作製するとともに有権者に少なくとも開票日の15日前までに改選役員名、改選定数、被選挙人名簿および投票用紙を送付しなければならない。
3. 選挙は無記名投票とし、支部長は1名その他は改選定数以内の連記とする。これに違反したものは無効とする。
4. 開票に際しては、支部長は立会人を委嘱しなければならない。

第3条 支部長および商議員は重任することができない。幹事長および幹事は重任を妨げない。

第4条 商議員に欠員を生じたときは、商議員会の議決を経て補充することができる。

ただしその任期は前任者の残任期間とする。

第5条 評議員、元支部長は幹事会に出席して意見を述べることができる。

第6条 支部会員は商議員会に出席して意見を述べることができます。

第7条 支部の有給職員の俸給は国家公務員行政職の給与表を基準として算定するものとする。

## 中国・四国支部規定

## (目的)

第1条 この規定は、定款および規則に定めるもののほか支部の組織および支部における会務運営についての基準を定めることを目的とする。

## (支部の名称および所在地)

第2条 広島市に支部をおき土木学会中国四国支部という。

## (支部役員)

第3条 支部につぎの役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 商議員 若干名
3. 監査役 1名
4. 幹事長 1名
5. 幹事 若干名

## (支部役員の委嘱)

第4条 支部長は、支部正会員の中から支部所属の評議員の選出により会長が委嘱する。

商議員は支部長が委嘱し、支部総会に報告する。

幹事長および幹事は支部長が委嘱する。

## (支部役員の任期)

第5条 役員の任期は原則としてつぎのとおりとする。

1. 支部長 1年
2. 商議員 1年
3. 監査役 1年
4. 幹事長および幹事 1年

ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

## (支部役員の報酬)

第6条 役員は名誉職とする。

## (支部役員の職務)

第7条 支部役員はつぎの職務を行なう。

1. 支部長 支部を代表し、支部会務を総理する。
2. 商議員 イ 事業計画および予算の議決  
ロ 規定の制定および改訂  
ハ 顧問の推举  
ニ その他支部運営の基本的事項
3. 監査役 監査役は会計に関する書類を監査し商議員会にその意見を報告する。  
監査は必要に応じこれを行なうことができる。
4. 幹事長 支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 幹事 幹事長を補佐し、会務を処理する。

## (顧問)

第8条 支部に顧問をおくことが出来る。顧問は支部長の諮問に応じた支部運営について意見を述べることができる。

## (商議員会)

第9条 商議員会は商議員を以って構成し第7条第2項に関する職務を行なう。

2. 支部長はその必要を認めたとき、商議員会を招集し議長をつとめる。

## (支部総会)

第10条 支部長は毎年総会を開催し、つぎの事項を報告する。

1. 事業および決算
2. 商議員会の議決事項

## (支部の行事)

第11条 支部長は土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会および見学、視察等を行なうことが出来る。

## (図書の刊行)

第12条 支部長は土木工学に関する図書、印刷物を刊行することができる。

## (支部委員会)

第 13 条 支部長は調査研究をするため、必要があるときは、支部委員会を設けることが出来る。

## (支部職員)

第 14 条 支部長は会務を執行するため必要があるときは有給職員をおくことができる。

## (事業計画および予算)

第 15 条 支部長は翌年度の事業計画およびこれにともなう予算を決定後ただちに会長に提出するものとする。

## (事業および決算報告)

第 16 条 支部長は、年度終了後、すみやかに事業および決算報告を会長に提出するものとする。

## (報 告)

第 17 条 支部長は、第 9 条乃至第 12 条の事項を実施したときは、その都度会長に報告するものとする。

## (付 則)

この規定は昭和 39 年 4 月 1 日から実施する。

**西部支部規定**

第 1 条 本支部は土木学会西部支部と称し、事務局を原則として支部長所属機関内におく。

第 2 条 支部は土木工学の進歩と土木事業の発展を目指し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 支部に支部長をおき、地区評議員の推薦によって会長が委嘱する。

2. 支部長の任期は 1 カ年とする。

ただし、任期中異動が起こった場合には原則として支部長の属する機関内から新支部長を推薦するものとし、任期は前任者の残期間とする。

3. 支部長は支部に関する一般事務ならびに第 2 条の目的に沿ってつぎの事業を行なう。

講習会、講演会、見学会、研究発表会

その他土木に関する調査、研究

4. 支部長は総会の議決事項、役員の異動、支部の活動状況等をその都度会長に報告しなければならない。

第 4 条 支部につぎの役員をおく

副支部長 1 名、商議員 若干名、幹事長 1 名、幹事 若干名、監査 2 名

2. 副支部長、商議員を除く各役員の任期は 1 カ年とする。

ただし、任期中異動が起こった場合には、同一機関内から前任者の推薦する者に支部長が委嘱する。

## (総 会)

第 5 条 総会は定期および臨時に支部長が会員を召集して行なう。

2. 定期総会は年度末に開催し、つぎの事項を審議する。

(1) 当年度の事業報告および収支報告

(2) 次年度の事業計画

(3) 規定改正

3. 臨時総会は会員の要望に基づくほか、支部長が必要と認めた場合に召集する。

## (役員会)

第 6 条 役員会は副支部長、商議員および幹事をもって構成し、支部長が召集する。

2. 役員会はつぎの事項を審議する。

(1) 副支部長、商議員ならびに監査の選出

(2) 事業計画および予算の承認

(3) その他支部運営に関する重要な事項

## (商議員)

第 7 条 商議員は支部地区内の代表的な機関の長から支部長が委嘱する。

2. 評議員は評議員として選出された日から商議員に委嘱されたものとする。

## (幹事会)

第 8 条 幹事は役員会で定めた機関から各 1 名を支部長が委嘱する。

ただし、事務局を置く機関からは幹事長および幹事 2 名を委嘱する。

2. 幹事会は役員会で承認された事業の計画、実施について事務局を補佐する。

3. 幹事会は幹事長が召集する。

## (監 査)

第 9 条 監査は商議員の中から支部長が委嘱する。

2. 総会に提出する決算報告はあらかじめ監査をうけ、その承認を得ておかなければならない。

## (支部職員)

第 10 条 支部長は必要に応じてつぎの職員をおくことができる。

主 事 1 名、書 記 若干名

## (内 規)

第 11 条 支部職員の採用および支部旅費については役員会の承認を得て別に内規を設ける。

## (付 則)

この規定を改正せんとするときは、総会の承認を得なければならない。